



とうごう

トピックス

TOGO TOPICS

今、知っておきたい
情報をお届けします！

TOPIC
01

国民健康保険の届出

下表の対象になった日から、**原則14日以内**に届出をしてください。

▼国民健康保険に加入する届出が遅れると

- ・届出日の前日まで保険給付が受けられないことがあります。
- ・保険税を国民健康保険の資格が生じた月までさかのぼって納めることになります。

▼国民健康保険をやめるとき

- ・転出や、職場の健康保険に加入したときは、町に届出をしてください。
- ・届出をしないで診療を受けた場合、後日、医療費などを返還していただきます。

	対 象	持 ち 物
加入	他市区町村から転入してきた人	転入届、マイナンバーカード
	職場の健康保険をやめた人	健康保険喪失連絡票(退職証明書・離職票)、マイナンバーカード
	子どもが生まれた人	母子健康手帳、マイナンバーカード
	生活保護を受けなくなった人	保護廃止決定通知書、マイナンバーカード
喪失	他市区町村に転出する人	資格確認書(交付された人のみ)、マイナンバーカード
	職場の健康保険に入った人 職場の健康保険の被扶養者になった人	国民健康保険と職場の健康保険の両方の資格確認書 (交付された人のみ)または 資格情報の分かるもの、マイナンバーカード
	国民健康保険の被保険者が死亡した人	資格確認書(交付された人のみ)、マイナンバーカード
	生活保護を受け始めた人	資格確認書(交付された人のみ)、保護開始決定通知書、マイナンバーカード
その他	町内で住所が変わった人 世帯主や氏名が変わった人 世帯を分けた・一緒にした人	資格確認書(交付された人のみ)、マイナンバーカード
	修学のため、別に住所を定める人	資格確認書(交付された人のみ)、在学証明書、マイナンバーカード
	保険証を紛失した人	マイナンバーカード

※有効な被保険者証がある場合は、資格確認書を「被保険者証(保険証)」に読み替えてください。

※マイナンバー(個人番号)カードを持っていない人は、身分証明書(運転免許証など)をお持ちください。

※マイナンバーカードの保険証利用登録が完了している場合でも、健康保険変更の届出は従来どおり必要です。

※外国人で、3カ月を超えて日本に滞在することが見込まれる人は、加入時にそれを証明するもの(在留カードなど)が必要です。

また、パスポートの提示が必要な場合もあります。

問い合わせ 健康保険課／☎0561-56-0738 (ID:3231)